

校内指導体制及び関係機関

いじめは絶対に許さないという強い意志の下で、学校全体で組織的な取組を行う。

1 木町通小学校いじめ防止等対策委員会

法第22条に基づき、いじめ防止等に関する取組を実効的に行うため設置する。

2 木町通小学校いじめ調査委員会

法第28条第1項に定める重大事態が発生し、市教育委員会より学校が主体となった調査を行うようになった場合に設置する。

